

特殊詐欺犯行手口！

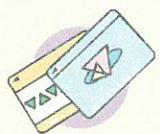
カバン忘れ事案

- ① 息子や孫などを名乗り、「〇〇駅でカバンをなくした、会社の書類が入っていた。このままでは会社をクビになる。必ず返すからお金を貸してほしい。」などと電話が掛かってくる。
- ② その後、「落し物センター」から電話があり、「息子さんのカバンを保管してる。」などと言い、信じ込ませる。
- ③ そして、「会社の上司」を名乗る者から電話が入り、「息子さんは忙しいので、会社の者がお金を受け取りに行きます。」などと言い、お金をだまし取ります。



キャッシュカードをだまし取る事案

- ① 大手百貨店や警察官を名乗り、「あなたのカードで買物をしている人がいます。」「犯人を逮捕したらあなた名義のキャッシュカードを持っていました。」などと電話をしてきて、「××-××××-××××の銀行協会に電話してください。」と言ってくる。
- ② 犯人から教えられた電話番号に確認すると、銀行協会を名乗る者が出で、「新しいキャッシュカードを作りますので、古いカードを預かります。」などと言い、「銀行協会」を名乗る者が、キャッシュカードをだまし取り、現金を引出します。



保険料・医療費事案

- ① 「〇〇区役所です、医療費の過払いから返還金があります。」などと電話が掛かってくる。
- ② 「携帯電話を持って、駅前のATMコーナーに行ってください。ATMに着いたら連絡してください。」などと言う。
- ③ 指定された電話番号に連絡させ、ATMの操作方法を指示し、犯人の口座にお金を振り込ませます。



紹介した事例は、平成28年に発生した特殊詐欺の半数以上を占めています。留守番電話などを活用して犯人からの電話に出ないようにしましょう。